

平成27年10月21日

会員各位

公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会  
会長 内藤 秀一  
(公印省略)

## 要 望 書 回 答

日ごろ、協会発展のため、ご支援ご協力を賜り感謝申し上げます。  
さて、平成27年10月21日に埼玉県県土整備部用地課長宛に要望書を提出しましたところ、口頭にてご回答いただきましたので、下記の通りご報告します。  
なお、記2. 平成24年11月19日付け用地第416号「委託契約約款に定める常駐規定について」の内容を改めてご確認下さいますようお願い申し上げます。

### 記

1. 公共事業用地取得における鑑定評価報酬については、別表の基本鑑定報酬額表を確認して頂くとともに、各県土整備事務所等に周知を図って頂きたい。

<回答>

埼玉県における現行の基本鑑定報酬額表が平成8年4月1日付け用対連のものと違うことは認識している。今後、業務量・困難さを見極めて報酬内容を吟味する。  
但し、当面は平成13年9月1日改定の基本鑑定報酬額表を採用する。

2. 土地評価等の業務委託において、同時期の重複指名を避けていただきたいことを各県土整備事務所等に周知を図って頂きたい。

<回答>

改めて各県土整備事務所等へ確認する。また、会員に対しても平成24年11月19日付け用地第416号「委託契約約款に定める常駐規定について」を周知してもらいたい。

3. 土地評価等の時点修正業務において、複数年度の時点修正を要する場合は、各年度における地価動向について資料の収集・分析等が必要になることから、報酬額は\*\*\*40,000円(税抜き)×修正率必要年度で計算して頂きたい。

<回答>

平成13年4月10日付け申し合わせ事項により、継続事業の場合、原則として毎年時点修正を行っている。複数年度の時点修正を要する場合であっても、1依頼地につき40,000円(税抜き)の報酬額としたい。

以上